

板橋区違法駐車防止等対策事業実施要綱

(平成11年3月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区違法駐車等の防止及び自動車等の適正利用に関する条例施行規則（平成10年6月板橋区規則第50号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、違法駐車防止等の対策事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡会)

第2条 違法駐車等を防止し、自動車等の適正利用を推進するための諸問題を協議し、違法駐車防止等対策事業の進展に寄与することを目的として、板橋区違法駐車防止等対策事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会は、区長に委嘱又は任命された委員をもって構成し、会長は土木部長とする。

3 会長は、連絡会を代表し、会を招集するとともに会務を総理する。

4 連絡会の委員は、各警察署交通課長、地域交通安全活動推進委員協議会長、町会連合会及び商店街連合会等地域団体の担当役員、区関係部課のほか、会長が必要と認めた者とする。

5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

6 連絡会の会務を処理するため、幹事及び幹事会を置くこととし、幹事は、委員選出機関の実務担当者をもってあてる。

7 幹事会は、会長の指示により土木部土木計画・交通安全課長が招集する。

(委員会)

第3条 各地域における活動の円滑化を図るため、連絡会の下に各警察署管内を単位とする地区対策事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成は、各警察署、交通安全協会・地域交通安全活動推進委員協議会、関係町会及び商店街等地域団体の代表のほか、連絡会の会長が必要と認めた者とし、委員長は地域交通安全活動推進委員協議会の代表とする。

(実施方法)

第4条 区が実施する規則第3条に定める広報及び啓発活動並びに指導及び助言（以下「広報等」という。）は、次の方法によるものとする。

(1) 区広報紙及び関係団体の機関紙への記事掲載による区民全体への周知

(2) チラシ、パンフレット等各種情報提供資料の配付

(3) 街頭での広報車等による宣伝及び口頭による呼びかけ並びに駐車施設等の情報提供

(4) 車両使用事業所に対する協力要請及び重点的な周知

(5) 違法駐車等にかかる車両使用者への指導警告及び所轄警察署への取り締まり要請

(6) その他必要と認められる事項

(活動方法)

第5条 前条に規定する広報等のうち、各警察署管内を単位とする地区で実施する街頭活動については、次の規定により実施するものとする。

- (1) 活動組織は、委員会の委員により構成する。
- (2) 活動日は月1回を目安とし、委員会で決定する。
- (3) 個々の活動の実施計画及び実施結果は、速やかに連絡会に報告するものとする。

(その他)

第6条 本要綱に定めのない事項については、連絡会及び委員会と協議し、土木部長が決定する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。